

自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会

趣旨書

我が国の交通情勢は、交通事故死者数が11年連続で減少するなど、官民を挙げた交通事故防止対策に一定の成果が見られるところである。

しかしながら、自転車の交通事故については、交通事故全体の件数が減少傾向にある中で、全交通事故の2割を占め、その占める割合が増加傾向にある。特に、自転車対歩行者の交通事故は10年間で約1.5倍に増加しており、そのほとんどで自転車が第1当事者となっていることから、歩行者にとって、自転車の脅威が大きなものとなっている。

また、「安全で快適な自転車利用環境の創出ガイドライン」が策定される予定であるなど、自転車の通行環境の整備が図られている一方で、交通事故に関与した自転車運転者のうち法令違反がなかったものは全体の3分の1にとどまっており、自転車運転者が法令に違反していることが多くの交通事故の要因になっていると考られるが、自転車には運転免許制度がないため、運転者に体系的な交通安全教育の機会がなく、また、法令や運転方法に関する知識や技能を有していることを確認する仕組みも設けられていない。さらに、特に最近では、東日本大震災による交通の混乱等を機に、通勤手段等としても注目を集めており、引き続き自転車の利用の進展が見込まれるところである。

本懇談会は、利用者に応じた交通ルールの周知徹底方策等について提言を行うことを目的として開催するものである。なお、本懇談会の事務局は、警察庁交通局交通企画課に置くこととする。